

# 淀川水系流域委員会 第23回琵琶湖部会

## 議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員

日 時：平成 15 年 6 月 10 日 (火) 13 : 30 ~ 16 : 40

場 所：大津プリンスホテル 2 階

コンベンションホール「淡海 7」

庶務 (三菱総合研究所 柴崎)

お待たせいたしました。これより淀川水系流域委員会第 23 回琵琶湖部会を開催いたします。司会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入る前に幾つか確認とお願いをさせていただきます。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。「発言にあたってのお願い」、水色の用紙です。「議事次第」。資料 1「委員会および各部会の状況 (提言とりまとめ以降)」。資料 2 - 1「琵琶湖部会一般意見聴取試行の会の報告」、これは 5 月 25 日に試行の会として行われたものの報告です。資料 2 - 2 は、寺川委員からの提供資料ということで、「淀川水系流域委員会琵琶湖部会一般意見聴取試行の会企画素案」です。

資料 3 - 1「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料 (第 1 稿) (庶務による琵琶湖部会関連箇所へのマーク入り)」ということで、こちらにつきましては前回の部会の資料と同じものとなっておりますので、委員の方々には資料には含めておりませんが、机の上に 1 冊ずつ置いておりますので、そちらをご覧ください。資料 3 - 2「今後の琵琶湖部会における検討について」。資料 3 - 3「テーマ別部会の状況報告」。資料 3 - 4「説明資料 (第 1 稿) および具体的な整備内容シート (第 1 稿) の琵琶湖部会に関連する部分についての具体的な意見、提案等」、こちらが前回の部会以降に琵琶湖部会の委員の方々に行った意見募集で集まった意見をとりとまとめたものです。また、各テーマ別部会に寄せられた意見のうち、琵琶湖部会に関連すると思われるものを抜き出してとりまとめております。

資料 4「5 月～8 月の委員会、部会、運営会議の日程について」。参考資料 1「委員および一般からのご意見」。参考資料 2「ダムに関する説明についての (第 20、21 回委員会) についての委員からの意見」。

あと、共通資料としまして、「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料 (第 1 稿)』に係る具体的な整備内容シート (第 1 稿)」になっております。こちらは、委員の方には机の上に水色のファイルにとじてそれぞれ 1 冊ずつ置いております。もう 1 つの共通資料としまして「ダムに関する説明資料」。こちら委員の方々には事前に会場までお持ち下さいとお願いしておりましたので、共通資料としては含めておりません。もし、今日お持ちでないという方がおられましたら庶務まで言って頂ければお渡しいたしますのでよろしくお願いいたします。

本日の資料 3 - 1 および共通資料につきましては、カラー資料となっております。一般傍聴の方々には白黒で配付しておりますので、カラー資料をご覧になりたい方は受付の閲覧用資料をご覧ください。

また共通資料につきましては、何回か他の部会でも配ったりしておりますので、一般の方々で、複数お持ちという方は、お帰りの際に受付に戻して頂きますようお願いいたします。

なお、委員席及び河川管理者席には、机上資料を議論の参考にして頂くために置いております。1 テーブルに 1 冊置いてありますものとして、提言の冊子、前回の委員会で確定しました提言、別冊住民参加に関する提言、また、河川管理者説明資料関連ファイル、説

明資料及び具体的な整備内容シートについての委員からのご意見、過去の琵琶湖部会で行われた現状説明資料、これらを机上資料として積んでおりますのでご参考にして下さい。

次に、5月16日の委員会以降、今回の部会までに一般の方々から流域委員会に寄せられたご意見についてご報告いたします。

参考資料1「委員および一般からのご意見」をご覧ください。

5月14日から6月9日の間に一般の方から6件の意見が寄せられております。参考資料1の1ページ目に書いておりますが、宇治川の流域の治水、環境回復等の問題についてのご意見。一般傍聴者へのカラー資料への配付についてのご意見。また、河川管理者のダムの説明に対する意見及び質問。河川敷のグラウンドの使用について。住民意見の聴取について。淀川流域エコミュージアム構想について、のご意見がそれぞれ寄せられております。議論の参考にご覧頂ければと思います。

また参考資料2としましては、4月21日と5月16日に委員会で河川管理者より行われましたダムに関する説明について委員から寄せられた意見をとじております。こちらは2名の委員からのご意見を掲載しております。

本日は一般傍聴の方々にも発言の時間を設けさせて頂く予定です。委員の方々の審議中は、一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。ご発言の際には、「発言にあたってのお願い」をご一読頂ければと思います。

委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、会議終了後、議事録を作成いたしますので、ご発言の際には必ずマイクを通して、お名前をちょうだいした上でご発言下さいますようお願いいたします。

また、携帯電話をお持ちの場合は、審議の妨げとなりますので電源をお切り頂くか、マナーモードに設定頂きますようお願いいたします。

本日は16時半に終了させて頂きたいと存じます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、審議に移りたいと思います。川那部部会長よろしくお願いいたします。

川那部部会長

それでは始めさせて頂きます。まず、委員会、他部会の状況報告を庶務の方から資料1を使ってお願いいたします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

省略[資料1説明]

川那部部会長

他のテーマ別部会その他に出ておられる方もたくさんいらっしゃいますが、特に追加することはありますでしょうか。

ありませんか。何かありましたら後でもよいので言って頂くことにして、次に琵琶湖部会の一般意見聴取試行の会の報告を庶務の方からお願いします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

省略[資料2-1、2-2説明]

川那部部会長

資料2-2の方は今後の問題ですから、後へ回して、資料2-1の一般意見聴取試行の会に関しては、有志の方に大変ご努力頂きました。有志の方、或いは出席された方から追加がありましたらお願いします。

寺川委員

庶務の方から発表して頂きましたように、若者討論会というのは、流域委員会を開催して初めて開催しました。準備期間が短かったので苦労したのですが、委員の方のご協力も得まして、幸い若い方6名に発表して頂くことができました。それぞれいろいろな角度からご意見を出してもらったわけですけれども、やはり若者だけに新鮮で、参考になる意見も多く出まして、そういう意味では非常に勉強になったと思います。

ただ、今回は、ダムの問題はあまり出ませんでしたし、真ん中である大津で開催したということもありまして、滋賀県や京都かいわいの学生や若者が多かったということもありました。できれば、今関心の高い丹生ダムについては余呉町の地元で青年たちはどのように考えているのか、或いは丹生ダムができた時に、その水を利用する大阪市内の若者たちはどのように感じているのか、これはダムの問題だけではありませんけれども、話し合ってみる必要があるのではないかと考えており、それはまた後で提案したいと思います。

試行の会の後、二次会のようなこともやってみたのですが、非常に盛り上がりまして、やはり若い人が参加するということが、いろいろな意味で元気が出るのではないかと思いました。後半にまた説明させてもらいたいと思いますけれども、できることならそういった試行の会もやってみてはどうかと考えております。以上です。

村上委員

今回試行の会をやってみた印象は、今、寺川委員がおっしゃって下さったようなことなのですけれども、参加者の中には強調されて、若者に対するメッセージがあまり伝わっていないとおっしゃっている方がいらっしゃいました。これは若者に限った話ではなくて、住民参加部会でも議論してきました、女性や子供がなかなか議論に参加できていないというところの1つの側面だと思います。ターゲットを決めてメッセージを送るということを意図的にやっていく必要があると強く感じました。

嘉田委員

自己批判も含めて申し上げます。

運営をしながら、計画をしながら、何分にも殆ど広報ができていなくて、一般の方たちにこういう会があるということが伝わっていなかったと思います。そういう意味で、ふだんそういうことを話題にしている人一色で、反対意見が出ないという状況になりました。

これでは本来の討論会ではないと大変反省をしております。

ただ、利害関係ぎりぎりのところで、今、問題となっている具体的な場での本来の意味での討論会ができるかとなると、これが大変難しい状態ですので、是非委員の皆さま、或いは会場の皆さまも含めて、7月、或いは9月に計画していることに、どう運営したらよいかという知恵を頂けたらとお願いをさせていただきます。以上、追加的な意見です。

村上委員

今、嘉田委員がおっしゃって下さったことと関連するのですが、今回学生の方が多くて、最初、若者でということ企画した時には、ここの流域で子供をこれから育てていく20代、30代の本当に住みつく人たちを1つのターゲットにしたいというのがもともとの思いとしてあったのですが、それが今回果たせなかったというのが実感です。

今回、寺川委員が提案して下さっていることもまさにそこをきっちり、本当に住民という人たちも交えて、もちろん学生も交えてやりたいということだと私も理解しています。今回も、やらなかったことに比べたら、やった方がよかったと私は評価していますので、これを1つのステップにして、次へつなげたいと思います。

川那部部会長

他にはありませんでしょうか。

では、次へ移りたいと思います。

資料2-2の方は、今後の予定のところ改めて議論して頂きます。

それでは、3番目のところに関して、庶務の方からお願いいたします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

省略[資料3-1~3-4説明]

川那部部会長

資料3-2の3ページ以降は具体的な内容の問題ですけれども、1ページ目、2ページ目辺りについては、このようなことでよろしいでしょうか。ご意見はありませんか。

委員会の時にも説明がありましたように、整備内容の「実施」、「検討」、「見直し」という言葉は、1ページの表の右欄に書いてあるような内容だということです。そうすると、実施と書いてあるものについてはそれでよいのか、そうではないのか、どのようにするのかということがあります。或いは、実施と書いてないものについて、実施することはよいのかという議論が必要であるというのが右側です。下の、検討、或いは見直しのところについても同様の言い方ができますし、この場合には、時間的な問題も入るのではないかと議論がされております。大体このようなことでよいでしょうか。

2ページ目は今後の予定です。当初の予定より遅れてきておりますけれども、現在、10月末辺りには結論を出したいということになっています。そうすると、毎月1回ずつくらいは委員会を開かないといけないことになります。現在までのところ、部会が7月18日ま

で予定されておりますけれども、それ以後も、この程度の回数は必要であると思います。8月の委員会の直前くらいにもう1つ入らないといけないかもしれませんが、大体このような予定になっています。

この1ページ、2ページの辺り、これでよいということにさせて頂いてよろしいでしょうか。

寺川委員

先ほど庶務の方から報告がありましたが、淀川部会で検討会が行われまして、私も傍聴させて頂きました。

運営会議で検討会を開いていくことが決められまして、早速、治水、利水、淀川部会が検討会を開いたということです。検討会は、委員と河川管理者ということで開かれ、今後どのようにやっていくかを決められたわけです。琵琶湖部会の場合は、今のこの予定ですと、部会でいくことになっているのですが、その辺を相談してはどうかと思います。

日程的には、6月20日に第2稿が出てくるということですので、淀川部会では、それを受けて6月26日に検討会をやるということです。この検討会については、河川管理者も出てもらわないようにして、傍聴もなしで、委員だけで行うということです。そして、7月5日に部会を開くというスケジュールとなっております。琵琶湖部会も、今予定されています6月26日と7月9日は、検討については同じような日程になると思います。ただ、検討会を行うか、部会としてやるかという違いと感じています。参考にして頂きたいと思いません。

川那部部会長

そのことも含めて他に何か、ご意見はありますでしょうか。

琵琶湖部会はお忙しい方が多いということもあり、日程を最初から7月まではとらせて頂いていました。今日、部会がありますので、検討会をやるにしても、琵琶湖部会で少し議論して頂くかというつもりでございました。それに対して、淀川部会、猪名川部会は、早い時期に部会を開く予定がありませんでした。従って、いろいろなものを進めるためには、検討会であろうとも、とにかく始めなければいけないという理由で、治水部会、利水部会、淀川部会検討会が開かれたと思っております。猪名川部会検討会はまたこれから開かれるようです。

検討会が必要ではないかという議論になりましたのは、河川整備計画そのものは「河川管理者」が出されるものですから、その内容について文章をこちらが直すことはあり得ないのですけれども、それに対する意見を言うことに関しては、当然きちんとした文章として出さなければなりません。従って提言をやりました直前のように、いろいろな形でのやりとりを、おのおの全体としてやらなければいけないと考えられます。

部会という形をとりますと、早くから日程を決めて、広報をする必要があります。また、委員の中の勉強会という意味で、メールの交換だけではなくて、集まって議論しないといけないことがあるかも知れないというのが、検討会の内容と考えています。琵琶湖部会で

も、部会の日程をこのように決めていても、実質的にその必要性が出てくるかも知れないと思っております、そのことについては、今後の予定のところでご相談させていただきます。

寺川委員に説明して頂いた淀川部会検討会の内容は、おっしゃった通りであると庶務からも聞いております。

具体的なことは後で議論させて頂くとしまして、資料3-2の1枚目、或いは2枚目は、大体よろしいでしょうか。

それでは、よいということにさせて頂いて、今日の議論をさせて頂きたいと存じます。

部会としては、今回は委員会の直後であったことも含めて、説明資料(第1稿)の内容と具体的な整備内容シート(第1稿)について、少しずつ議論をし始めておりましたけれども、今日は、説明資料(第1稿)、整備内容シート(第1稿)、そして今回は全く議論しませんでした、前回及び前々回の委員会で出てまいりましたダムに関する第1稿の追加について、ご議論を頂きたいと思っております。

第2稿が次の委員会、6月20日に出てくることになってはいますが、全体の内容が第1稿から大きく変わるわけではなく、従来議論しているものが、もう少し精緻に出される、或いは今まで出てきた意見を少しずつ反映しながら提案をされるという内容ですので、第2稿を待たなくても、第1稿でかなりのことが議論できると「河川管理者」から聞いておりますので、今日もそういう格好で議論して頂きたいと存じます。

前回のように具体的な整備内容の最初の項目からというやり方を今日はしないで、やってみたいと思っております。どなたでも、説明資料(第1稿)、整備内容シート(第1稿)、そして、追加資料としてのダムの問題についてのご意見を承りたいと思います。少し錯綜しても構いませんので、ご自由にご発言頂きたいと思います。

#### 村上委員

書面での提出が間に合わなかったのですけれども、既に出ている意見も幾つかあるように、ここで議論をする中で大事なポイントは、琵琶湖の湖辺域をどのようにするかということだと思えます。

第1稿の中にもいろいろなことがこのことに関わっておりまして、例えば内湖や水辺移行帯の復元に関する検討という、環境分野のことが1つあります。一方で、湖辺域の治水対策をどうするのかということは、何度も説明資料(第1稿)に出てきている大事なテーマです。湖岸の治水対策は、天ヶ瀬ダムの再開発事業にも関連してきます。治水をしっかりしなくてはいけない、琵琶湖の水位をあまり下げないようにしなくてはいけないということになりますと、ダムの問題が入ってくるので、全て関わり合っているわけです。

そこで、湖岸の環境からのニーズや、治水のニーズを、どのようにして解決していくのか、琵琶湖部会として議論をしておく必要があるのではないかと考えており、これを1つの議論のテーマにして頂けないかということ、1つ挙げさせていただきます。

川那部部会長

済みません。もう少し具体的に、何の議論をしたいと言って頂けますか。

例えば今の資料3-2の部分について言えば、直轄以外について、どこをどのように記述すべきというだけではなく、特に琵琶湖について、従来一般的にはどのような事項についてどのような対応が必要という内容のことを書いてきたけれども、河川整備計画の中でそのことに触れていないので、触れるべきであるというようなことを言うために、その前の話をしたいという意味ですか。

資料3-2の3ページに、委員からの意見として、1、2と書いてありますけれども、具体的な河川整備計画についての意見を出すという立場からいうと、この1と2という項目について何か書くために、今のような議論をしたいという意味だと考えてよいでしょうか。

村上委員

具体的に挙げれば、前回、嘉田委員から、新旭での取り組みをご紹介頂きましたけれども、琵琶湖の周りの水路を魚の産卵の場に使うための方策としては、例えば水路を改善するという方法があります。

1つには、琵琶湖と周辺の水田との生物の連続性をつくることと治水対策を、ドッキングできないかと考えています。

例えば洪水が起こった時、その田んぼが稲をつくれなくなったとしても、それに対してある程度補償はするけれども、そのかわり魚がそこへ卵を産んで環境に対してメリットがあるということを、総合的に政策として位置付けられないか考えてはどうかということを、1つの提案として挙げさせて頂きます。

他にもやり方はあると思います。治水としてはこうであって、環境としてはこうであつてと、別々に議論しては、ここは議論できないわけで、そこをどうミックスできるのか、知恵を出し合う必要があると思います。

川那部部会長

わかりました。

寺川委員

今、村上委員がおっしゃったようなことも当然議論しないといけないわけですが、もっと具体的に、第1稿のここをこう変えて欲しい、追加すべき等を言っていないといけないと思います。

というのは、7月12日の委員会で、テーマ別部会とあわせて地域別部会の検討内容を報告しようとするので、資料3-1で琵琶湖部会に関わる箇所を黄色でマークを入れてもらっているわけですが、琵琶湖部会として、これでよいのかどうかをある程度出していかないといけません。そうすると、漠然とした議論だけでは、詰っていかないと思います。

流域委員会は、中間とりまとめから提言まで、相当なエネルギーを使って一生懸命やっ



てきたと思います。これについては基本的に続いているわけですがけれども、第1稿が出て以降、もうひとつ第1稿に対するきちんとした評価、意見が議論されてない、出ていないという感じがします。このままいけば、第1稿はこのまま、ある意味ではよいのではないですかということになりかねないわけです。

今日の部会までに、各委員が第1稿を見て意見を出そうということになっていたのですがけれども、資料3-4を見ておられますと実際に意見を出している委員は少ないです。もう納得されているのか、意見がないのかということになりますが、私は決して意見がないわけではないと思います。

今回は第1稿に対して最初から議論したわけですがけれども、かなり急いで第1稿の評価を部会で出さなくてはならないので、どういう形で進めるかということも初めに詰めておかないと、ここでただ皆さまが意見を出し合って、漠然とではないにしても議論しているだけで大丈夫かという感じがします。一度皆さまのご意見も出して頂いて考えてみたらと思います。

川那部部会長

村上委員が提案されて、寺川委員が違う言い方でサポートされたのはわかりませんが、大事な議論だと思いますので、しばらくその話をさせて頂きましょうか。いかがでしょうか。

嘉田委員

今の流れとダムの問題をつなげる話が必要だと思います。5月16日の委員会で説明が行われた丹生ダムなり、或いは大戸川ダムの一番の必要性は、湖岸域の水位低下の急激な水位の上下を緩和するという論点だったと思います。そもそも、急激な水位低下、或いは秋から冬の湧水が増えたのは、92年に瀬田川の操作規則が変わったという要素も大きいわけですが、8割か9割かという数字ではあらわしにくいのです。

では、水位操作を戻すことができないのかということです。委員の意見として、資料3-2の4ページにも出ておりますが、操作規則を92年以前に戻すことはどうなのか、これが政治的に大変な議論であることはわかります。琵琶湖総合開発の中で、上下流、国との三者で92年の操作規則をつくったわけですから、操作規則を見直すというのは大変な議論であることは理解をしているのですが、操作規則をあのままにしておいて、水位低下が急速だから、水を14cm補強するために、1,000億円ほどの投資が必要だということが、果たして社会的に納得されるだろうかということがあります。まず、水位操作の問題をもとに戻してどうなるのかを、シミュレーションして頂きたいと思います。

その時のポイントは、湖岸の洪水被害です。そもそも琵琶湖総合開発は、下流のためだけではなくて上流に対しても利点がないといけないという上下流均霑論というのが、昭和30年代以降、重要な論点でした。その上流の利益の一番大きなところが、「水込み」と地元で言われていた、沿岸域の洪水が減ることだったわけです。92年の操作規則には、湖岸の水込み、水害を減らすという要素が入っているから、6月は-20cmまで下げるわけです。

ところが、上下流均霑論なり、或いは琵琶湖総合開発の議論していた昭和30年代、40年代と、今は状況が変わっております。一番の大きな変化は、水田なり農業生産の低下というのでしょうか、いわば生産調整です。昭和44年に生産調整が最初に始まっておりますが、転作、或いは米をつくれぬ水田が、今、滋賀県下で3割から4割あるわけです。

そういう状況等を考えますと、先ほど村上委員がおっしゃった論点とつながってくるのですけれども、湖岸、田んぼが洪水被害を受けるということ、ある意味で、遊水池のような形での新たな役割、つまり洪水被害だけでも、それは魚の産卵場ですよという新たな水田の役割を付与することによって、地役権の設定等や、一種の財政補てんをしながら、湖岸の生態系を維持するということは考えられないでしょうか。つまり、水位の変動をあまり人為的に大きくしないことは十分考えられるのです。この辺りを具体的に詰めないで、ダムが必要だという論点は出せないというのが、今、一番申し上げたいことです。

村上委員がおっしゃっていたことにつながりますけれども、そもそも琵琶湖総合開発の枠組み自身が時代によって変わっていると思います。治水の被害というものの意味づけも、昭和30年代の米づくりと今の米づくりでは状況が違っているということを改めて考えて頂けたらというのが、1つの論点です。長くなりましたが、以上です。

#### 中村委員

検討の進め方で課題があるのは、これは何度も説明があつて、時期的に間に合わないという話なのですけれども、下流の利水の需要精査がどのようになってくるのかということです。これは、今の話と全く別の観点から、検討を進めていく上で必要です。治水部会での議論が我々のところに伝わってこないのが、琵琶湖部会として、治水部会との関連でいろいろ考え方を固めていかないといけないと思います。

地域なり地元の洪水対策とダムの関係について、本来、ダムが必要なくて洪水対策ができれば、それにこしたことはないのですけれども、そうではないとしたら、提言で言われている治水の考え方を、どのようにどこまで反映していくことができるのか、我々は琵琶湖部会の委員として知る必要があると思います。そういう情報が不十分なままで、断片的に課題を整理している状況ですので、全体との関係で琵琶湖部会として、重要な点に絞って議論をしていくためのスケジュール、やり方を考えていく必要があると思います。

私の分野でいいますと、今回提示された河川管理者側の案の非常に主要な部分は、湖岸生態系の保全のために水位を上げるという点です。そのために水位調整をどうするかということも含めて、今後検討して頂けるとすれば、それは非常に重要なことなので、今回の見直しに対する委員会としての意見の中に、相当書き込まないといけないと思います。

ただ、それが目的だとすれば、当然、生態系環境の保全を目的にするわけですが、それに伴って生じるマイナスの部分があります。例えばダムサイトの環境、或いはダムができることによって、長期的に、不確定なのですから、大きな影響が起こる可能性があります。今回の解析では、影響は小さいのではないかと河川管理者は言っておられるのですけれども、本当にそうなのかをきっちり情報提示をして、議論の場をつくっていくことが必要になると思います。そうすると、我々としても、さらに情報を得ながら議論を繰り返

していくことが必要になると思います。こういう形のやり方以外のやり方をやっていく必要があるのではないのでしょうか。

#### 村上委員

寺川委員から先ほど、1つ1つのことについてやっていかなければいけないというお話があったのですが、私が申し上げたかったのは、とにかく今まで河川管理者が出されてきた枠組みではうまくいかないの、枠を組みかえるというような発想が要るということです。

取り敢えず環境は置いておいて、治水を考えてから環境をという形で作られてきたものについて1つ1つ話をしていっても、提言で目指しているものには行き着かないと思います。出されている個々の幾つもの問題に対して、こういう解決方法があるということを出していく方が必要ではないかと思っております。

寺川委員がおっしゃるように、できるだけ具体的なものを出したいとは思いますが、やはりそこには、今中村委員がおっしゃって下さったように順序を重ねて、データを出して検討する時間が必要なので、私は少し時間がかかるだろうと思っています。そういう意味で、今の時点でこういうことをしていくことが必要ではないかという形で、出させて頂きました。私自身もこれから勉強していきたいと思っています。

#### 三田村委員

寺川委員、或いは村上委員がおっしゃったことですが、非常に難しいと思っています。住民参加部会でも、個別に対応して行って、ここをこのように変えて頂きたい、或いはここが抜けているという視点は非常に重要なのですけれども、それをやっていくと大事な部分が抜けてしまう可能性があるかと申しました。即ち、第1稿に書かれていない部分で、提言で非常に大事だと思っていた部分が欠落してしまう可能性があります。やはり、全体を通してこれは抜けているので、どこかで触れるべきという議論があってよいと思います。

第1稿、或いは第2稿を出してくるのは河川管理者ですから、ここをこう直して頂きたいというのはあまりにも親切過ぎるのかなと思います。出てきたものに対してこちらが判断を加えるというのが基本であろうと思います。

#### 川那部部会長

他の方はいかがですか。

私はやはり、2つのことを同時並行でやらないとしようがないという気がします。1つは、提言全体を考える時、このような河川整備計画の順番でよいかという議論が一方では必要だと思えます。

提言にも書いてありますし、また河川整備計画を書かれた方も苦労していらっしゃると思いますが、どうしても治水、利水等と言わないといけない部分があると同時に、それらがばらばらであってはいけないということもはっきりしているわけです。

ダムはその一番典型的な姿かもわかりませんが、それ以外にも、堤防という問題

1つをとっても、それ自身は治水の問題だけでは決してないわけです。

一般論、総論としてこういう問題について必ず書くべき、或いは書くべきではないという議論はある程度必要だと思いますが、それと同時に、例えば、ここに書かれている問題は、こういう観点で扱うことを同時に書くべき、或いはこのやり方で実施してはいけない、という具体的な言い方もあるはずです。

例えば、ダムに関しては、恐らく第2稿以後もそうだと思いますけれども、「河川管理者」の提案は実施ではなくて、検討であります。その検討の内容として、こういうことはあまり検討しない、既にこうだけれども、こういうことについては特に検討したいという言い方がしてあるわけです。

そうしますと、その検討の期間中に、他の問題についての検討も全部やることによって初めてその検討が意味を持つものがあります。従って、例えばあるダムについてこういう検討をなささいということは当然言うべきことになります。

先ほど利水の問題がありましたけれども、利水の問題は直ちに「河川管理者」がこのように制限をしますというのは難しいかもしれません。河川の維持流量という言い方からは明白に言えるかも知れませんが、水需要管理に関して直ちに明言することは不可能だと思います。つまり実施は不可能かも知れないけれども、そういうことに関してきちんと検討をなささいというのが提言の趣旨です。利水の問題に関しては、現在直ちに需要管理はできないけれども、国土交通省としてはこのように考えているので、この点について他の省庁その他と検討いたしますという文言が、検討の項目に入らなければいけない、と言うのかどうか委員会の内容になります。

従って、例えばそういった検討がない上で、このダムの建設を次に実施すると言うことはおかしいという言い方もできるのです。

或いは、琵琶湖における問題に関しては、現在のところ直轄ではないですから、いろいろなことを言わないといけないかもしれませんが、国土交通省としては、琵琶湖の周辺についてはこのように考えることがあるので、そのやり方において、農業関係や県等とこういう検討をする、ということはいえると思います。相手のあることですから、検討した結果、必ずそうなるかはわかりませんが、委員会として、検討をすると書くべきと言っても差し支えないわけです。各項目において、検討という場合にはこういうことを必ず検討しなければならないし、この検討と一緒に行われなければそういう検討にはならないという意見を言うことは可能なはずです。

ここまでは、私の意見というよりは、どういうものがあり得るかということなのですが、ここから先は私の意見として言わせて頂きます。

2つの項目についての議論を同時にやらないといけないと私は思います。村上委員が言ったようなことも必要かも知れませんが、総論の部分について書くことになりまますから、それだけでは駄目だと思うのです。同時に、寺川委員が言われたように、一つ一つの項目について、ここを実施するのであれば、このことを一緒にやらないと実施することにはならない、ここの検討項目についてはこういう問題とあわせて検討しなければ検討したことにはならない、その検討があった上でなければどうである、というような意見を

出すことが、一方で必要であると思います。つまり、両方のやり方をしていけないといけません。

具体的には、例えば、『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』に係る具体的な整備内容シート(第1稿)が、3月27日付で出ています。前回の琵琶湖部会で最初の方だけやり始めた部分です。その5ページ、河川環境の河川形状というところ、例えば琵琶湖に関して申しますと、「以下の箇所において、堤防強化に先行して修復を実施、または検討 1)横断方向の河川形状の修復の実施」というところに「琵琶湖家棟川地区」とあります。それから、「2)横断方向の河川形状の修復の検討」というところに、「内湖、湿地帯 琵琶湖 調査・試験施工」という言葉があります。これは、私は英断だと思いません。明白に直轄の部分であるかがよくわからないところですが、書いてあるわけです。

従って、例えばそういう項目に関して、どのように考えるかをこの部会がはっきりと言えばよいわけです。大変結構な実施である等の言い方ができるわけです。

そういうものと関連させて言えば、今何人かがおっしゃった内容について、極めて一般的にも、極めて具体的にも議論ができることになります。ですから、一方では一般的なことが必要ですけれども、一方では具体的に、書かれている内容に関して、それはどういう意味を持っていて、どのような検討が必要で、どうであると言うことは非常に意味を持つと思います。

ということになりますと、ここに書いてある1つ1つのことに対して、我々委員がいわば書かれている裏まで読んで検討しなければいけないはずですが、もしそれが行われたら、先ほど5人の方がおっしゃって下さったような問題についても、双方のやり方からやっていくことが可能ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

#### 寺川委員

確かに今三田村委員と村上委員がおっしゃった部分は非常に大事で、まだまだ議論して意見を出していくことは大事だと思っております。また、抜けている部分もあるのではないかと懸念もしています。

しかし、私が一番心配しておりますのは時間的なものでして、7月12日までには少なくとも一定の、この第1稿に対する我々の態度を示さないといけないということを考えますと、例えば倉田委員は非常に具体的に、この辺はこのように変えてはどうかという指摘をされているわけです。

これについて、私も納得している部分もちろんあります。そういったところをやはりきっちりと出して、さらにそれをまた議論しなければならないということを考えますと、大きいところで抜けている部分は、まだ7月や8月に終わるわけではないので、議論は深められますけれども、少なくとも今出てきている部分で、意見を出している方の意見をどのように扱うかということも含めて、具体的にやっていく必要があると思います。従って、今部会長がおっしゃったような形で、時には、先ほどから出ているような大事な部分での議論をすることも必要かと思えます。しかし、個別の部分についてもある程度琵琶湖部会としての方向なりも示していけないといけません。

## 川那部部会長

一般的なことを1つだけ申し上げますと、治水という問題に関する提言の内容の一番重要なところは、ここまでは安全でここから先は知らないというような立場の何年確率洪水という考え方ではなくて、どのような洪水が起こっても致命的なことだけにはしたくないということでした。それに関するこの河川整備計画の一般的な回答の仕方は、その提言にかなり乗っているというのが治水部会における評価であり、河川管理者側もそのように治水部会で話をしておられます。

そうであるとすれば、このことは河川だけではなくて、琵琶湖の周辺についても同様であると理解できます。つまり、どのような場合であっても致命的な問題には絶対しないという形の、湖岸に関する対策は必要ですけれども、それとは正反対のものであるならば、それはできるだけ努力をすることによってやっていくというのが全体的な考え方になります。

従って、そのような問題についても、先ほど村上委員が言いかけたような内容については、治水部会における河川管理者側の議論、意見、その他も含めて考えれば、直轄でない部分ですから直接には言えないにしても、琵琶湖の湖岸の治水に関しても同じ考え方であることは明白と思いますので、その件をどのように検討のところで書かれるかが問題になると、私は思います。

## 嘉田委員

皆さまがどのように議論するかという議論、手続論は大事なのですが、時間的な制約もあり、具体を含めて議論をしないと何をやっているのかということになりますので、私はあくまでも具体のところ意見を言わせて頂きます。

治水の話はかなり琵琶湖にとって重要ですが、琵琶湖の場合には、湖岸の溢水、「水込み」と、堤防の破壊と2つのことが、琵琶湖周辺全体で、あるわけです。

湖岸は直轄ですが、堤防の破壊については、一部のダム地域を除いてはここでは議論なり項目に上がっていないのですけれども、例えばこの第1稿の11ページ辺りには洪水にどう対処するかという、ある意味でソフトの対策が書かれているわけです。「破堤による被害の回避・軽減」、或いは「防災ステーション」、「情報の提供」、「自治体への支援」というようなところが書かれております。こういうことが直轄以外の地域でも重要なのだという何らかの議論ができるかどうかということなのです。

## 川那部部会長

済みません、嘉田委員。できるかどうかではなくて、それはできるということに委員会としてはなっているわけです。「河川管理者」側がどうお考えになるかは別にして、委員会としてはその問題を行うということになっているわけですから、委員会からの意見としては、そういうことについて少なくとも検討すべきである、検討すると書かなければいけないと、皆さまがそう思われるのであればそう書くべきなのです。言うことが可能であるこ

とはこの委員会の始まりから決まっておりますから、それはご心配なくおっしゃって頂いてよいのです。

嘉田委員

はい。ですから、それを言って欲しいということです。

そこに、もう少し現場のソフトのところとつないで欲しいというのが今申し上げたいことです。

12 ページ辺りですが、「意識の啓発」、或いは「被害ポテンシャル低減対策」、この辺りです。地域を歩いていて、或いは地元の方との対応の中で、洪水経験を持っている人たちが既に大変少ないと感じています。最大の洪水が昭和 34 年の伊勢湾台風ですね。もう 50 年近くたってしまうわけです。ですから、是非「意識の啓発」の中に、「世代間の洪水被害の伝承」、或いは具体的に若い人たち、或いは子供たちが、自分の家で、自分の地域で、いざ大雨が降ったらどう対処したらよいのかということも具体的に計画の中に入れて頂きたいのです。それをしないと委員会の議論というようなところだけで終わってしまいます。

委員会の 2 年前くらいから同じことを申し上げておりますが、高時川、或いは大戸川でも、治水はダムだと言いますが、本当に大事なものは、ダムをつくってお任せだったら逆に大被害になるかもしれませんので、地域でどうやって洪水に強い地域社会をつくっていくのかというボトムアップの積み上げを、1 行、2 行でも追加して欲しいのです。つまり、世代間の洪水対策のつなぎということを入れて頂きたいと思います。具体的な提案です。

川那部部会長

わかりました。今嘉田委員が「河川管理者」側に向かっておっしゃって頂いたのは、第 2 稿、或いは最終稿の時に、そういう問題をこちらから何か言う前に書いて欲しいという要望ですが、それが 1 番目の問題です。

同時に、委員会としては、「河川管理者」から出てきた河川整備計画に対してこうである、或いはこのことは書かなければならない、こういうやり方をしなければいけないという意見を流域委員会から書くということと両方あれば、それでいけるのではないかと思います。後でワーキンググループをつくったりするようなことを申しますので、嘉田委員、是非そのことを具体的に書いて頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

そろそろ、委員からの意見では大きく書かれております、丹生ダム計画見直し案について、30 分か 15 分くらいか議論をした方が具体的になるような気もするのですが、いかがでしょうか。

松岡委員

丹生ダムの説明資料なのですが、この考え方が本当によかったのか、私は疑問に思っ

いることがあります。

第 21 回委員会、5 月 16 日付の資料 3 - 3 です。その 21 ページです。

庶務 (三菱総合研究所 柴崎)

ページの下の方に「F 丹生 - 21」とあるものですか。

松岡委員

丹生 - 21 ページです。ここで、物すごく疑問に思っていることなのですが、ダムで魚が自然繁殖という表現がされているのですが、本当にアユがダムで卵を産んでよいのでしょうか。ビワマスが卵を産んでよいのでしょうか。

というのは、ダムをつくったことで自然のサイクルを絶ってしまっていることを進めてよろしいのでしょうかということです。自然のことを真剣に考えて環境を守っていこうという進め方をしている中で、これが何かモデル的なような表現をされているのです。

アユは河口から上がったところ、ビワマスも恐らく琵琶湖からそう上流までは上がらないと思いますが、そこで本来産卵の行動の一環をしているのです。ですから、逆に言えば、河川を守るのでしたら、河口をどうやってして本当につくっていくのかというところに重点が置かれないといけないのに、ダムにアユやらビワマスが卵を産む状態をつくらうとしています。方向が違うのではないかと思います。

川那部部会長

非常に多くの委員が検討項目案というところにお書きになっているようですので、丹生ダムの問題について少し議論をさせて頂いてよろしいですか。そしたら、今の松岡委員の話から始めさせて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

前は、ダムの話をすると、ダムの話だけになってしまうと思えるだけ外していたのですけれども、ここまでお書きになっているということであれば、この問題は非常に大事なことも確かですので、その議論をしばらくさせて頂きたいと思います。

では、松岡委員の今おっしゃったようなことについて、委員の方から何か説明なり、或いはセカンドなり、何かありますでしょうか。

倉田委員

ご指摘のページは、今初めて私は気がつきました。配られた資料をよく見てなかったのです。今初めて見て、こんなことを書いているのか、わかってないなという感じです。

アユは実際には、海から上がってくるものと、養殖した苗を川に束にして流しているものがあります。ダムをつくってそこでアユやビワマスを増やすという発想はどこから出てくるのかと思いました。ダムそのものは通路遮断なのです。遮断しないように魚道をつくって云々と書いてありますけれども、アユやビワマスはそんなことでやれるような魚ではないです。ですから、こんな非常識なことでもよいのかと驚きました。



川那部部会長

むしろ、ダムでの産卵場整備ということはありませんので、こんなことは書くべきではないですし、とんでもないことであるというようにおっしゃったらよい話ですね。

他のことでも結構ですので、ダムに関係する問題について、いろいろな意味でのご議論を頂きたいと存じます。

河川管理者(近畿地方整備局 広域水管理官 松山)

ご指摘はわかりますけれども、ここでは、今の同じ資料の丹生-21ページの上の方に書かれています通り、「サツキマスが自然繁殖しているダム」ということで温井ダムの事例を紹介しております。こういう事例も確認しているということで紹介させて頂きましたとともに、丹生ダムでもこういう可能性も考えられるということで、参考のために入れさせて頂いた参考資料です。

川那部部会長

参考資料だそうですから、「河川管理者」もそれほど大事に考えていらっしゃらないと評価させて頂いてよろしいですか。

倉田委員

このようなことが簡単にあり得ると考えていて、今後考えていかなければならない1つの目標のように受け取れますが、それはあり得ません。

川那部部会長

私も本職に近いので申しますと、あり得ないという問題ではなくて、仮にあり得たとしても、それは琵琶湖におけるこういう問題と全く関係ありませんし、ビワマスとサツキマスが違うことも明白な事実です。これは、琵琶湖における問題として考えられる場合は全くナンセンスで、完全なる間違いです。

倉田委員

サツキマスとビワマスとが同じようにとられているのではないですか。

川那部部会長

その辺は、あまり議論しないでおきましょう。議論の余地のないことです。

他の、もう少しまでもなところで議論をお願いいたします。

今度は委員の方の見識を問われる話です。丹生ダム計画見直し案についてのご意見をいろいろと文章としても書いて頂いているので、一番重要とお思いになることを口頭でもおっしゃって頂きたいと思います。

松岡委員

もう1点確認したいのですが、今、丹生ダムを一番望んでおられる河川流域の住民の方の生活を現実に見た時、河川敷に被害がある、危険があると伝えられているその地域で、河川敷にお墓をつくっておられる方々がいらっしゃいます。

このあり方が、私には疑問を抱かせる部分なのです。お墓をつくるということは安全であるということ表現しておられるのかと思います。または皆さまが楽しむ場所、公園やゲートボール場なども進められています。危機感とかけ離れている感じがするのですが、安全だということからスタートしているのでしょうか。必要性が私には見えてこないのです。

また、利水の水の必要な基準というのはどこからきたのでしょうか。その辺も見えてこないのです。基準がどこからきたのかということがないと、今以上に要るのがわからなかったのです。

川那部部会長

委員の方からその辺に関して、どのような問題であるかを言って下さる方はありませんでしょうか。

嘉田委員

委員会でも指摘をさせて頂いたのですが、例えば丹生ダムでしたら、下流の利水や治水のためということで、コストアロケーション、つまり2,000億円近くかかるダムに対しては、下流がこれだけ負担しますということで、費用負担の上に成り立っている公共事業です。

その利水の必要性や、或いはそれがもう必要ではなくなったという議論抜きに、環境保全というテーマが出てきたことに違和感があると、委員会の方で申し上げました。

ですから、同じことを繰り返しますが、そもそもの目的が変わったのであれば、その目的をだれが変えることができるのか、お役人だけが変わることができるのかという、そもそも論になります。

これは、国土総合開発法、或いは多目的ダム法などの法律とも関わってくるわけです。公共事業の必要性はだれがどこで決めるのかという問題とも関わってきます。

日本の場合、一応議会、つまり衆議院や参議院は、予算としては通過するのですが、個別の事業については閣議決定ということで、具体的には地元と調整しながら霞ヶ関の官僚部分で決まってきたわけです。

ですから、改めて今回も利水がいわば環境保全に変わると、目的が変わることがそのまま、はい、そうですかと言えるのかどうか、これは社会的に大変大きな問題だと思いますので、議論をして頂きたいとこの間の委員会で申し上げました。

それから、2点目が、先ほどの治水との絡みです。

3点目が治水とその水位の絡みですね。松岡委員がおっしゃったように、高時川でダムをつくることによって、3万数千人の流域人口の人たちが、本当に雨の日にくまなく高くして眠れるのかという部分は、ダムだけの問題ではないことを指摘したいと思います。

寺川委員

ダムの問題で、私も意見を出させて頂いております。

資料3-4の17、18ページに載せさせて頂いているのですけれども、時間もありますので、ここで言うておきたい3点ほどについて話させて頂きたいと思っております。

1点はやはり丹生ダムの目的を大幅に変更している点です。目的変更が簡単にできるのかと驚いているわけです。目的変更については、非常に多くの問題があるわけで、簡単に変わってもらっては困るということ、まず指摘しておきたいと思っております。

それから、他省庁、或いは自治体との協議ですが、先ほどからも、特に琵琶湖部会の場合は直轄外というのが非常に多く、まして琵琶湖という非常に大きなものがあるわけです。滋賀県でも淡海の川づくり委員会というのを立ち上げていて、私もその委員に入らせて頂いておりますけれども、県の方でも河川改修のあり方や琵琶湖の保全、さらにこの丹生ダムの問題等も含めて検討されています。国でやっている直轄を主とした河川整備計画について、県の河川整備についての委員会同士で話し合う機会があってもよいのではないかと考えております。

最後に、ダム問題の出し方について、今回2回に分けられた整備局の出し方は少し問題があったのではないかと考えているのです。

それも、一方でダムは有効だとしながら、もう一方では調査・検討だということで、全体として見ると、結局、調査・検討が継続されているわけですから、有効ということにはならないのではないかとこのことが言えるわけです。しかし、そこを有効としてしまったので、非常にあいまいな形になってしまいました。最後のところで私は書いていたのですが、1つは水位低下の抑止策として、2つ目は河川生態系再生のため、3つ目に洪水対策という、この3点から丹生ダムは有効としているのですけれども、今言いましたような問題を考えますと、いずれも検討不十分でありまして、これでは有効と言えないと思っております。

他の部分については、またお読み頂ければありがたいと思っております。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

今の幾つかのことに對して、誤解がないように申し上げたいのですけれども、利水については現時点で結論が得られていないので、これについては今後精査確認をして、ダム計画が固まる少し前の段階において、当然ダム計画が固まる時に利水が固まってなければ固めようがないですから、やるということになります。

その意味で、先回お示したダムのところにつきましては、当然、流域委員会の皆さま方に初めてお示した段階でありまして、関係している方々、皆さまのご了解を得て出しているということではありません。当然、これからこれも含めてやっていかななくてはならなくなるという状況にあるということが、まずあります。

もう1つは、先般も申し上げましたように、調査・検討という中で、工事をただらとやっているのはおかしいということがあるので、この間も申し上げましたように、河川整備計画できちんと整備ができるまでは、地元の地域生活に必要な道路や、防災上、途中で

やめることが不適當な工事以外は着手しないということを申し上げさせて頂いたということです。

中村委員

同じく資料3-4の14ページ、15ページに、河川整備計画案全体に関することも含めて書いてあるのですが、今いろいろ出たことも含めてここに書いてある中で、私としては非常に重要だと思っていて、検討の中に入れて頂きたいと思うのは、環境・生態系の保全を、治水・利水と同様にその目的の1つとして掲げたということです。

利水の管理の情報等がまだ出てきていないということで、結果的に、現行のダムをめぐる生態系機能の回復や保全ということが、湖岸域の水位の調整ということではできないかというのが、今回の趣旨だったと見ているわけですが、その時に目的として挙げた以上は、やはり環境・生態系全体を目的にしないといけないと思います。

今、中心的な目的になっているのが、湖岸の生態系の機能回復ということなのですが、実はそれを達成するために、幾つか不確定な、或いは明らかにマイナスである要因が、同じ環境・生態系で起こるわけです。マイナスの要因をトータルに含めて目的に置かなければ、説得性がないのではないかと思います。

その中で、これから何らかの形で情報提供なり専門家を交えた議論をした方がよいと思うのは、ダムがつくられることによっていろいろなプラスの面が当然出てきますし、必要があればダムをつくるべきだというのはこの提言の趣旨です。必要があればということです。

ただ、ダムをつくることによって非常に大きな影響が出てくる可能性はあると考えられます。どのくらい大きなことかよくわからない部分があるのですけれども、例えばダムの水質が琵琶湖に与える影響については、若干触れられているのですけれども、十分科学的な根拠を示した説得性のあるものになっていないということがあります。それから湖底環境の変化ということは、ダムの問題とは全く別に、いろいろな研究者が心配していることです。

一たん、影響があらわれてきたら、湖底環境は恐らく85mか90m以深になります。非常に懸念されることが起こってきているといろいろなところで言われていますし、研究者仲間でもその認識が強くなってきていると思います。

そうすると、ここで言われている比較的大丈夫ではないかということだけではなくて、もう少ししっかりした見通しや、場合によっては不可逆的な影響が出てくることはない、強い確証を持って言えるようなレベルではなければ、事は非常に大きな琵琶湖の問題ですので、課題として残るとというのが後半部に私が書いているところです。

具体的には、今回提示されたデータで、非常にがんばってデータ解析して頂いたところもあるのですが、様々な、今回反映されてない情報も、今後勘案された上で、十分科学的な、長期的な琵琶湖への影響ということを考えて頂きたいと思っています。

琵琶湖についてはそのように考えて頂きたいというのが、流域委員会だけではなくて、地域全体の考えだと思いますので、そこは強調させて頂きたいと思います。

## 三田村委員

ダムの基本的事項で管理者にお尋ねしたいのですが、ダムの第1稿に載っている分、或いは委員会で2回に渡って、説明して頂いたダム計画の説明資料は第1稿ですか。私は0.7稿くらいだと自分で思っているのです。従って、少々のはやむを得ないと、苦慮していらっしゃるのではないかと考えています。第1稿であれば、言わなければならないことはたくさんあります。

例えば、余野 - 10ページ或いは11ページをご覧になって下さい。

10、11ページの下に真っ黒というか、何も記されていない部分があります。これは、よほど慌てて、後で消されたのだと思います。何が書いてあったのか、是非知りたいところですが、慌ててやられたので、0.7稿くらいのご説明かと思っております。いかがなのですか。

## 河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

0.7稿かと言われると第1稿です。第1稿ですが、空白の部分がありよほど慌てて作業したのではということに関しては、必死で、どたばたと作業していたのも事実であります。その意味で、ケアレスミスみたいなものはあるかもしれません。

ただ、私どもも、ある意味では第1稿というものをしっかり固めたものではないつもりで出させて頂いているのも事実であります。

これは、先ほどの中村委員に対するお答えになるのかもしれませんが、丹生ダムのところでは、今後調査・検討しなければならない事項の中で、当然琵琶湖の水位低下抑制のための丹生ダムからの補給による効果と、その自然環境に及ぼす影響について、さらに詳細な調査・検討が必要と書かせて頂いております。まさに私どもがこれからいろいろ調査・検討しなければならないことがたくさんあるということで、それぞれのダム計画を持っているというのも事実であります。

先ほどの利水の話も含めまして、全てというか、ある程度、こういう形でいろいろなところの合意もとれていますというようなものでは全くないと思います。いわばこの先般本邦初お披露目のものを出して、これから府県の利水者とも話していったという段階のものであることをご理解頂きたいと思っております。

## 川那部部会長

村井調査官が言われたように、どういうことに関する検討が必要であるかということをはっきりと、資料3-4に書いてあるものだけではなく、こういう検討は絶対に必要だというものを出して頂くことが、必要だと思います。

もう1つ思うのは、この意見にはそもそも目的の変更ではないかと書いてあるのですが、私は河川法の改正を受けてということであれば、ダムだけではなく他のあらゆるものについて、自然環境保全の目的を入れられること自身は正しいことであって、そういう目的がつけ加わることはよいことだと思っております。しかし、先ほど話がありましたよう

に、自然環境というのは、本当にはどうであるかについて非常に大きな問題があるということを考えなければいけません。

また、目的が変更なのか追加なのかというのが大事な問題でありまして、例えば、丹生ダムについて言えば、琵琶湖から下流における利水に関する問題が、大きな理由の1つになっていたはずですが、同じように考えた上での追加なのか、それとも利水目的は、今考えた時には要らないのか、或いは検討事項として、これから需要の問題として考えていくと、その結果下流の利水はないということになりそうだとするのかがということがあります。

もちろん自然環境の保全が目的の中に追加されること自身については、一般論として結構なことだと思いますけれども、その内容の吟味が必要であると同時に、他の目的はどうであったのか、検討の中ではっきりと書いて頂かないといけない部分であると思います。

これは理屈上の問題ですから、私の意見というよりは一般論としてそんなことがあるのではないかと思います。

#### 藤井委員

私自身は、ダムの目的が利水から環境保全へと大転換したということで、私の頭の中が大混乱いたしました。

時間をかけても、国土交通省は利水計画の数字が出せないのではないかと、もし、本当に環境保全へ転換したということであれば、国土交通省だけではこの仕事ができないと私自身は思っていて、ダムにかわる丹生ダム周辺地域の保全と、地域のこれからの暮らし等を考える場合には、国土交通省だけでは絶対に駄目だと思います。

この間の議論の中でも、国土交通省が他の省庁とどう議論しているか全く見えないのです。例えば嘉田委員の減反地を遊水池にという政策等は、各省庁の横断型のプロジェクトになってくるわけです。丹生ダムにおける議論は、あくまでも目的は利水だと置いたわけですから、そこで徹底議論をするのか、そうでなくて、もう完全に転換するのであれば、この議論の枠組みそのものをどうするかとなってしまうので、非常に発言しにくく、この間はずっと悶々としていました。

今日聞いている中でもますますそのことが明白です。ダムをつくるという時に、住民は様々な情報を正確にもらっていたかということ、必ずしもそうではないと思います。住民にとってみれば、食べられるということが一番大事で、今ダムをつくって、そこが自然公園になる、様々な宿泊施設ができる、そこに人が来るという観光効果はもはや望めないわけです。とすれば、その食べることができる構造をどうつくっていくかということ等も含めて、ここの地域の問題を考えるとすれば、一体このダムの議論では、どこに焦点を置いてやるのか、ぶれるのだったらぶれるときっちり仕切り直しをしなければいけないと思っています。

#### 井上委員

丹生ダムについて、環境と保全という形でされるということで喜んだのです。というのは、国土交通省はずっと直轄部分しか関知していませんし、琵琶湖の保全は滋賀県の問題

だということをおっしゃられたので、環境と保全という形でやってもらえるのであれば、当然琵琶湖そのものに、やはり環境保全について、大分お金が出るのかという期待をして、また何かその辺のプランをお聞きしたいと思ったりしております。

川那部部会長

ここで休憩をさせて頂いてよろしいでしょうか。その後、ひき続いて委員のご意見をお聞きして、もしたくさんの意見が出ないようでしたら、一般傍聴者からの意見聴取をさせて頂きたいと思っております。15分くらいここで休憩をとらせて頂きたいと思えます。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、これより休憩に入ります。4時に再開させて頂きたいと思えます。4時になりましたら、お席の方に戻られますようお願いいたします。

[休憩:15:45~16:00]

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、審議を再開させて頂きたいと思えます。川那部部会長、よろしくお願ひします。

川那部部会長

それでは、休憩の前に言いましたように、一般傍聴の方からのご意見を早速伺ってよろしいですか。その前に何かご発言になりたい委員の方ありますか。

村上委員

丹生ダムの件で1点だけ言わせて下さい。既に意見で出して下さっている方もありますけれども、とにかく、この間出して頂いたものでは代替案の検討が不十分であるというのが私の印象です。

1つは、治水対策に関しての代替案がしっかり出ていません。例えば放水路について、放水路は無理である等がどこかで書いてありましたけれども、何故そうなのかということを経つか代替案で、まず出して頂きたいということが1つです。

もう1つは、先ほどの琵琶湖の水位低下を補うということですが、ダムで補うということは1つの選択肢としてありますけれども、他にどのようなものがあるのかという代替案の比較もなかったと思えますので、トータルの中でダムはこうだという形で出して頂きたいという、その2点を次の説明の時にはお願いしたいということです。以上です。

嘉田委員

ダムと地域社会という問題に関わった意見です。地域社会は日々生きておりますし、大変重要な問題だと思えますが、今日の参考資料1「委員および一般からのご意見」の369

- 1 のところで姉川水系漁業被害対策委員会の委員長の鳥塚さんが、今まで丹生ダムなり姉川ダムについていろいろご発言なさって、いつも傍聴に来ておられたのですが、「ダムは必要」との方向について歓迎しているということがあります。そこに理由を述べて頂いているのですが、よくポイントが見えないので、もし今日お越しでしたら、どういう理由で、この被害対策委員会としてはダムを受け入れる、或いは歓迎するという事になったのかを直接ご説明頂けるとありがたいのですが、今日お見えでしょうか。お願いいたします。

川那部部会長

わかりました。一般傍聴者の方は、委員がこのように言っても強制ではありませんから、言わないということも含めて、せっかく書いて頂いているのでもし来て頂いていたら話願いたいということとして、お聞きしてよろしいですか。

一般傍聴の方から、今まで委員間で議論しましたような内容を含めて、ご意見がありましたら、是非率直なご意見を承りたいと存じますが、いかがでしょうか。今、嘉田委員から意見がありましたように、鳥塚さんがもしおいでになりましたら、或いはご本人でなくても、関係者の方で話してもよいとおっしゃる方がありましたら、私自身としてもお願いしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。委員会に関するご意見でもよろしいです。何かであきれたというご意見も含めて下さって結構です。

河川管理者(水資源開発公団関西支社 建設部長 上村)

以前、丹生ダムの所長をしておりまして、その時に鳥塚さんとおつき合いがありました。鳥塚さんは姉川の河口の方で漁業をされている関係の組合長ということで、丹生ダムに河川の流量を非常に期待しておられました。瀬切れを解消して頂きたいということです。

昨年秋、瀬切れが頻発しまして、アユの産卵期、或いはビワマスの産卵期に瀬切れが起きて、アユが卵を持ってへい死した、或いは卵を産んだ後水位が下がったというようなことで卵がふ化しなかったということです。その結果、今年の春以降アユ漁がかなり減産だというようなことを聞いております。以上です。

傍聴者(藤田)

大津市の藤田です。

資料3-3の4ページの中ほどに書いてあるのですけれども「『自然が自然をつくる、川が川をつくる理念』を具体化していくためには、評価するための指標を作っておくべき」という提案がされたようです。それについて議論を今まではされていないのですけれども、指標というのは1960年代の淀川または琵琶湖を回復するというのがその指標だと思えますけれども、5月29日の環境・利用部会でも1960年代の琵琶湖、淀川というイメージが、委員方の間でもばらばらだったと私は思いました。

それで提案なのですけれども、どのような項目について、どのような評価指標で評価して、評価基準というのはどうあるべきかというものをこの委員会でも議論すべきだと思ひまして、ある程度の統一見解を出すべきだと思ひますが、いかがでしょうか。



川那部部会長

ここにこう書いてありまして、かつそういうご意見があるといたしますと、琵琶湖部会でやるかどうかは別といたしまして、委員会としては、考えていくことが必要だと思えます。私が言えるのはそのくらいですが、委員の方で何かありますか。

ありがとうございました。ご意見は十分に、琵琶湖部会としてもお考え頂きたいと存じます。他にはいかがでしょうか。

それでは、2 つほどご意見を承ったところで委員会に戻していくとして、先ほどの続きと今の 2 つのご意見を受けたところで、何か特にご議論頂くことはありますでしょうか。

河川管理者 (近畿地方整備局 広域水管理官 松山)

先ほど村上委員の方からご意見頂いた件ですけれども、急速な琵琶湖の水位低下についてのいくつかの代替案につきましては、先日の流域委員会で幾つか説明をさせて頂いたと認識しております。

治水の方につきましても先日の委員会でお話をさせて頂きましたけれども、現在、滋賀県の方で淡海の川づくり委員会というものがつくられて検討されているとお聞きしておりますので、それについてはその中で議論されるのではないかと理解しております。

川那部部会長

後の方の問題に関しては、淡海の川づくり委員会での検討について、琵琶湖部会における「河川管理者」の方から、そのうちにご披露頂くということですか。

淡海の川づくり委員会で検討して頂いていることは大変ありがたいのですけれども、検討なされた結果を我々が知らないと、議論になりませんので、その点は何かの時に伝えて頂くという意味であるのかお聞きしております。

河川管理者 (近畿地方整備局 河川調査官 村井)

さようです。

川那部部会長

わかりました。琵琶湖部会、或いは委員会としては、そういうものも考えに入れ、積極的に理解しながら意見を出していくのがよいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

他にはありませんか。4 時半までというのが一応の期限ですので、今後の予定に入らせて頂いてよろしいでしょうか。

庶務から説明して頂くことがありますか。資料 4 を見てもらわないといけないわけですね。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

まず、資料 4 をご覧頂きたいのですが、当初皆さまには琵琶湖部会として 6 月 26 日と 7

月9日、7月18日ということでご案内を差し上げています。そのうち6月26日と7月9日については、議論の進行によっては部会として開催するかどうか、或いは開催しないということもあり得るということでご案内申し上げております。

その辺りを踏まえて、本日その開催の有無をここで議論して頂きたいというのと、あと資料3-2の2ページのところで今後の、やや長期的といいますが、秋に向けての進め方と、他の淀川部会や治水部会等では意見書のとりまとめの方法について幾つか決まっていますので、その辺りも少し議論して頂ければと思っております。以上です。

#### 川那部部会長

では、資料4と資料3-2の少なくとも2ページ目を見て頂いた上で、少し議論して頂きたいと存じます。

先ほどからも議論がありますように、地域別部会としては、7月の委員会辺りで今どのようなことを議論しているかざっとお話しして、テーマ別部会はそこで議論になると思いますが、地域別部会としては8月の委員会辺りで議論をするというのが、10月に確定しようとするならば、やらなければならないスケジュールです。

そういう点では、先回の時も申しましたし、今日も議論になっておりますように、全体としての問題、河川整備計画そのものに関する、一般的な考え方の問題もありますと同時に、計画及び整備内容シートそのものについて、琵琶湖部会に関連するところについては1つ1つ、ここはもう任せるから要らないというものも含めて、議論をしていかなければいけないわけです。それを部会で全部やっていくわけにはいきませんので、提言をつくる時にやりましたような形のワーキンググループをつくらなければならないと思います。

実際に、例えば治水部会は江頭委員がそのワーキンググループの長としてやるということになっておりますし、利水部会は、どの部分について、どの方が特に責任を持ってやるかをご相談になったと聞いております。淀川部会も利水部会と同じようなやり方をなさると聞いています。そういう点で、提案をさせて頂きたいと思いますが、琵琶湖部会でも、ワーキンググループをつくって集中的に議論をして頂くことが必要ではないかと思うわけです。

ワーキンググループをつくって、具体的にいろいろやっていかなければいけないということにご賛成願えますでしょうか。部会全体で、例えば前回でも河川整備計画の内容を1つずつやっていたら、2ページくらいで殆ど終わってしまったので、特にEメール等を使っての意見交換等が必要ではないかと思いますが、そのような格好でワーキンググループをつくってよろしいでしょうか。

では、私から提案させて頂きたいのですが、ワーキンググループのいわばまとめ役を指名というか、お願いしてもよろしいでしょうか。私は、その方に、どういうやり方でやるかもお任せするということでよいと思います。しかしながら、私の希望としては、この部会の委員の方々がどの方も、少なくとも幾つかの部分については責任を持って、そのところについて議論をして頂くことがどうしても必要だとは思っておりますので、そのことも考えた上で、そのワーキンググループの代表にお任せしてはどうかと思います。

ワーキンググループですので、全部のことを決めるというものではありません。当然部会として決めることになります。ただ、文章やいろいろなことも含めて、論点のある程度まで整理して頂くことがワーキンググループの内容になります。ある場合には、そういう論点の整理において、1つではなくて複数の考え方があって、どれをとるかは部会として考えるというような形で出して頂くということも、あるのではないかと思います。つまり、1つに必ずまとめなければならないということは全くないということです。当然ながら、提言を受けて、問題であるところをどのようにしていくかを中心になって考えて頂く、そういう内容のものにさせて頂きたいと思います。

江頭委員とは事前に電話で相談をいたしました。お忙しいことを十分に承知の上で、まことに申し訳ないですが、中村正久委員にワーキンググループの代表をして頂くわけにはいかないであろうかというのが私のお願いですが、中村委員、何とか「うん」と言って下さい。

倉田委員  
お願いします。

川那部部会長  
そのかわり、お願いしますと言った人も言わない人も、手伝わなければいけません。積極的にということで中村委員、お願いできますでしょうか。

中村委員  
(うなづく。)

川那部部会長  
それでは、いろいろ考えて頂いて、もし何かお考えがあれば、後でご意見をおっしゃって頂きたいと思います。

それに関して、Eメールその他でいろいろなことをやるわけですが、集まって議論しなければいけないという内容が緊急に出てくる可能性があると思いますので、その場合は他部会と同じように検討会を開かせて頂くことになると思います。検討会ですので、事前に広げて何かを言うことはできないのですが、できるだけ早い機会にお知らせして、部会と同じように委員の方には集まって頂くということにしたいと思います。

先ほど庶務の方から言ってもらいましたように、6月26日と7月9日、どちらかは検討会になる可能性もあると考えて頂いて、現段階では部会を開くかも知れないということでよろしいでしょうか。検討会は、Eメールその他でやっていった上で、どうしても他の日に必要であるということが起こった場合は中村委員の方から言ってもらって、私がそれを了承する格好で開かせて頂く場合があるかも知れないと思います。ですから、その辺のことも含めて、ワーキンググループのリーダーにお任せする方がよいのではないかと思います。

4回は一応琵琶湖部会が存在すると考えた上で、今の段階ではそうしておいて、

できるだけ早い機会に、ここのところは部会としては開かずに検討会で十分であるというのがあれば、そのように決めて庶務と連絡するというところでよろしいでしょうか。或いは今日、どこかやめようというのでも構いませんが、具体的にどこまでいけるかというのは、わからないところがあると思いますが、中村委員、どのようにお考えかお聞かせ下さい。

中村委員

全体としては、そういうことでお受けすることは構わないのですが、ちょうど6月26日辺りは私がいけないものですから、非常に重要な時期であれば、その対応も含めて判断の材料にして頂いた方がよいかと思います。

川那部部会長

わかりました。ということは、6月26日はむしろ部会は開かないことにして7月9日と18日くらいを予定しておいた方が、中村委員の都合としてはよろしいと、そういう意味ですね。

中村委員

そうですね。私は6月いっぱい、来週からいないものですから、他の方にかわって頂くことも含めて検討して頂きたいと思います。

川那部部会長

或いは、いらっしゃらない時にEメール等によるやりとりも可能だと思います。Eメールはいけるのですね。

中村委員

はい。

川那部部会長

わかりました。それでは、どういたしましょうか。6月26日は琵琶湖部会は、一応まだ残しておくことにしても、恐らくないであろうというくらいにさせて頂いてよろしいですか。庶務はそれでは困るわけですね。

庶務(三菱総合研究所 新田)

済みません。一般傍聴の方の受け付けをしないといけないので、できれば今日、部会ではないということであれば、そう決めて頂くと非常にありがたいのですが。

川那部部会長

どうでしょうか、中村委員。検討会が6月26日に入るかもしれませんが、部会

としてはなしにしましょうか。中村委員もいらっしやらないし、その方がよいかもれま  
せん。

わかりました。それでは、6月26日は通常の部会はしないということにさせていただきます  
ようか。恐れ入りますが7月9日と18日の両方を、部会としてお考え頂きたいということ  
にさせていただきます。庶務、それでよろしいですか。

次は、先ほどの意見聴取をやりたいというご意見が資料2-2に出ておりますが、その件  
についてお願いしたいと思います。一応、寺川委員から説明はして頂きましたが、何か追  
加でありますか。或いは、ご意見いかがでしょうか。

一般意見聴取試行の会は、試行という言葉がよいかどうかはわかりませんが、大変大事  
なことであるので部会としてサポートしたいと決めまして、しかしながら、具体的な内容  
については有志の方にお任せするというやり方を従来からとっておりますが、今回も、ど  
のようなことをおやりになるかは有志の方にお任せすると、それでよろしいでしょうか。

そう言った上で私が余計なことを言うのですが、一般意見聴取試行というのは、どのよ  
うな聴取の仕方をすれば反映に対して役に立つのかを試行するという意味を持っているの  
で、そのことを十分にご理解の上で、若い者に限って場所を変えてやるというのも1つで  
すけれども、やり方その他について従来とはまた違うやり方も、試行としてはあり得ると  
思うので、そのところは有志の方に、最終的にはお任せをいたします。似たような格好  
のものを、先日は大津で、また余呉町で、或いは大阪で開催するのがよいのかどうか、も  
う一遍お考え頂ければありがたいと思います。最終的にはお任せします。有志は、大体こ  
の前と同じですか。

#### 寺川委員

補足させていただきますと、有志というのは嘉田委員、中村委員、松岡委員、村上委員、私、  
そしてオブザーバーのような感じで三田村委員に参加して頂いております。

大阪市内で開く分につきましては、淀川エリアになりますので、淀川部会で協力或いは  
ご参加をという話をしたのですが、一緒にやらせてもらう方向で考えると淀川部会の方  
には言って頂いております。

また、今日、アンケートの結果や参加者のご意見が寄せられております。これについて  
は今日初めて見ましたので、読ませて頂いて参考にしまして、もう少し具体的な案を提案  
したいと思っております。

#### 川那部部会長

皆さま、よろしいでしょうか。今言われた有志の方にオブザーバーは三田村委員で、い  
ろいろお考え頂くということですので、琵琶湖部会としては従来通りとさせていただきます  
と思います。

もう1つ、今日は来ていらっしやらないのですが、江頭委員と内々で話しております件  
です。

滋賀県には淡海の川づくり委員会というのがあり、江頭委員が委員長で、この部会とそ

の委員会と重なっている方も何人かあるという話です。まだ決定ではありませんが、今の意見聴取と同じように、琵琶湖部会、そして淡海の川づくり委員会で必要と認めた上で、両方の有志の集まりを開くことが適当ではないかという議論を江頭委員としております。そういうことでよいとなりました時には、琵琶湖部会として認めた上で有志が発案して、有志が集まる会として進めさせて頂く方向で考えてもよろしいでしょうか。

淡海の川づくり委員会ではこういうご相談をしていらっしゃるとは思いませんので、まだどうなるかわかりませんが、こちらの方では、歓迎するというにしたいと思います。もう少しうまくいくようでしたら、有志としてご参加頂ければありがたいと存じます。

それ以外に何か、今後の予定についてはありませんでしょうか。何かありますか。

河川管理者(滋賀県 土木交通部河港課長 澤野)

今のお話については、まだ私も承知していませんので、またこれから内部での検討になるうかと思えます。

今日もいろいろお話が出ていましたが、今、滋賀県では湖辺域を含め、滋賀県の管轄する管理区域について、滋賀県で河川整備計画の策定作業を進めているところです。具体的には県内を圏域に分けて議論し、その議論の中には地元住民の代表の方、もともと地元の皆さまに入ってもらって議論をした上での代表の方ですが、それから各地域の学識者等専門の方、常任委員として江頭委員、嘉田委員等もそのメンバーで、常任委員の先生方と議論を進めている状況です。

それとは別に、河川整備計画ですから地先地先の議論をするのですが、基本的な統一的な議論も必要であるということで、琵琶湖湖辺域の統合部会というものを開いて、そこでも湖辺域のあり方について議論しているところです。これについては滋賀県として、河川管理者として今進めているところでして、今までのところ、こういう場で議論をして頂く、もしくはご意見を頂くことは考えておりません。

ただ今後、直轄区間との関係等で、調整を要すること等があれば、当然河川管理者としての国の方から、まず河川管理者である県に話があるということになると思います。つまり、河川整備計画をつくる主体として話があるものと考えております。その辺は、今日の議論等を踏まえて、これから国の方でどのように整理されるのかという話になると思います。

川那部部会長

わかりました。滋賀県がそのように言われたので、流域委員会の「河川管理者」にお尋ねしたいのですけれども、流域委員会は合同で委員会を開きたいと言っているわけではなくて、両委員会がある程度は認めた上で委員の有志が集まるという形をとっているわけですが、今のお話をそのまま受け取りますと、近畿地方整備局の許可を得なければならないということになるかと思いますが、そんなことはありませんね。

今の話は委員会の方がそう思われたらよいのであって、河港課が何かをおっしゃることはないということです。ご意見はおっしゃってもよろしいけれども、やるかやらないかに

ついて、国の方は少なくとも黙認をされることになります。どうでしょうか。

琵琶湖部会と委員会とを一緒にしてきっちりやりたいとは私は思っておりません。部会と委員会であれば、公式のもので、その時に「河川管理者」がお互いに出こななければならないという問題が起こるかもしれませんが、そういうことは申ししていないわけで、琵琶湖部会の有志が委員会の有志と集まるということを行っているわけでして、必ずしも、国の方の「河川管理者」が出られなければならないとは思っておりません。

県の方と国の方の立場とは違うでしょうから、違う反応をなさることは差し支えないですけれども、そういうものであるということをはっきりさせてよろしいですね。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

何をお答えしてよいのか、私もわからないのです。

川那部部会長

特にお答えにならなくても結構です。お答えにならない場合は、そのようにさせて頂くということですから。県の方がその点はいけないとおっしゃったら、また、対応させて頂きます。

河川管理者(滋賀県 土木交通部河港課長 澤野)

済みません。私も、今のことがよく理解できないので、また整理して国の方から説明して頂くか、それともどうなのかわからないのです。

川那部部会長

国の方から説明される必要は全くないと思います。

河川管理者(滋賀県 土木交通部河港課長 澤野)

それは要するに、有志が集まってお話をするということですか。

川那部部会長

そうです。河川管理者間でおやりになる問題ではありません。

河川管理者(滋賀県 土木交通部河港課長 澤野)

それは反対に、どうこうと言う話では全くないと思います。ですから、あとは要するに、それは自由にやる話ですよ。

川那部部会長

ありがとうございました。できるだけ、自由にやらせて頂く方向で、江頭委員は、県における河川管理者の方とも内々では相談をしているとおっしゃっておりました。結論はお聞きしておりませんが、そのように承知しております。

できるだけいろいろなことをお互いに情報交換するというのは大変大事なことだと思うので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

嘉田委員

今の議論は多分、多くの方がわかっていなくて、私も川那部部会長の意図がよくわからないところがあります。これは政治的に、或いは行政権限でいきますと管轄の、国と県との大変難しい問題があるのですが、その前に既に「淡海の川づくり」では私、常任委員として関わらせて頂いておりますけれども、かなり重要な住民参加のボトムアップの動きがあります。河川流域ごとに微妙に違うのですが、水防の方、漁協の方、或いは子供たちが積極的に参加しているところもあるので、その辺をお互いに情報交換をして欲しいというのが内々の意見であり、私も必要だと思って言わせて頂くわけです。

川那部部会長

私自身の本心で江頭委員に申し上げたのも、そういう意味で、淡海の川づくり委員会は我々以上におもしろい試みをしていらっしゃると思うので、お教を請いたいというような集まりであるということです。どうぞよろしく願いいたします。

河川管理者(滋賀県 土木交通部河港課長 澤野)

1 つだけよろしいでしょうか。淡海の川づくりの場合、先ほど嘉田委員も言われましたように、地元住民の方に入って頂く中で一定のルールを決めながら、河川管理者も入りながらやっております。ですから、淡海の川づくりとしてということになりますと、それはそのルール、やり方の中でという話になると思いますので、そこはこの流域委員会とは違っていると思います。ですから、淡海の川づくりとしてとなるのか、まだ江頭委員とも突っ込んだ話をしていませんので、その辺の議論は必要だと思っております。

川那部部会長

その点は、違うあり方の委員会としては当然のことですので、十分にお考え頂ければよいのですが、この委員会の従来のやり方からいえば、そういう形にして頂けると、大変うれしいということでご理解頂ければありがたいと思います。

他には何か、予定ということでもありますでしょうか。もしなければ中村委員の方から、ワーキンググループをお引き受け頂く方として、少しご意見を承ればありがたいと思います。

中村委員

今日の会議が終わった後、もし委員の方で10分か15分くらい残って頂けるようでしたら、ワーキンググループで扱うテーマだけは、今日決めてしまいたいと思います。庶務、隣の部屋か何か使えますか。

それでは、若干議論をさせて頂いた上で進め方を決めていこうと思いますので、よろし



くお願いします。

川那部部会長

それは、今ここでやるよりは、内々の方がよいというお考えですね。わかりました。

他になれば、この辺りで終わらせて頂いてもよろしいでしょうか。

今、中村委員からお話がありましたけれども、もちろん有志ですが、部会の委員全員が積極的に参加して頂かなければいけないことは確かですので、できましたら、閉会後にお集まり頂ければありがたいと思いますので、私からもよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、庶務の方にお返しいたします。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、これにて淀川水系流域委員会第23回琵琶湖部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

次回の部会は、7月9日水曜日の1時半より予定されておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上

### 議事録承認について

第 13 回運営会議 (2002/7/16 開催) にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1 . 議事録 (案) 完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する (確認期間 2 週間)。
- 2 . 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3 . 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。